

#### 4 代替的な雇用

調査期日まで（平成16年1月1日以降平成17年9月1日現在まで。以下同じ。）に有期契約労働者を雇用していたことがある事業所55.5%のうち、期間の定めのない労働者の解雇による有期契約労働者の代替的な雇用の有無をみると、「ある」が総数で5.2%となっている（表19）。

表19 期間の定めのない労働者の解雇による有期契約労働者の代替的な雇用の有無別事業所の割合  
（平成16年1月1日以降平成17年9月1日現在まで）

（単位：％）

	有期契約労働者を雇用していたことがある事業所計	期間の定めのない労働者の代替的な雇用の有無					
		あ	る	な	い	わからない	不明
総数	[55.5] 100.0		5.2		84.8	3.8	6.3

注：[ ]は有期契約労働者を雇用していたことがある事業所の全事業所に対する割合である。

#### 5 契約更新に関する説明

調査期日までに有期契約労働者を雇用していたことがある事業所で、新たに契約を締結する又は更新する際に有期契約労働者の契約更新に関する説明内容をみると、契約社員は「期間満了時に更新の可否を判断すること及びその判断基準の説明をする」が、嘱託社員、短時間のパートタイマー、その他のパートタイマーは「特別な事情がなければ自動的に更新する旨を説明する」が最も多くなっている（表20）。

表20 就業形態、有期契約労働者の契約更新に関する説明の有無別事業所の割合  
（平成16年1月1日以降平成17年9月1日現在まで）

（単位：％）

就業形態	有期契約労働者を雇用している事業所計	更新に関する説明						
		原則として新しい旨を説明しない	しをる	期間満了時に更新の可否を判断すること及びその判断基準を説明する	期間満了時に更新の可否を判断するが、判断基準は説明しない	特別な事情がなければ自動的に更新する旨を説明する	特に説明しない	不明
契約社員	[14.0] 100.0		5.1	36.9	12.7	32.6	4.6	8.1
嘱託社員	[15.3] 100.0		4.0	31.6	15.7	35.4	5.4	7.7
短時間のパートタイマー	[34.0] 100.0		3.1	25.7	9.5	40.1	11.4	10.2
その他のパートタイマー	[20.3] 100.0		3.3	26.7	10.2	43.0	8.2	8.6
その他	[ 6.6] 100.0		3.6	25.1	13.3	27.1	12.5	18.5

注：1) [ ]は有期契約労働者を雇用していたことがある事業所の全事業所に対する割合である。

2) 9 利用上の注意(3)(3頁)を参照。